

答 申

1 審査会の結論

佐賀県人事委員会委員長（以下「実施機関」という。）が行った、公文書の存否を明らかにしないで公開を拒否した非公開決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）公文書の開示請求

審査請求人から、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対して、嬉野市職員（以下「当該職員」という。）からの相談に関する一切の文書についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）が平成 30 年 12 月 12 日に行われた。

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る文書があるかないかを回答することで、条例第 6 条第 2 号及び第 5 号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第 10 条第 5 項に該当し、公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、平成 30 年 12 月 26 日付で開示請求拒否（以下「本件処分」という。）を行った。

（3）審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、平成 30 年 12 月 27 日に実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人主張の要旨

審査請求人が審査請求書において述べていることは、概ね次のとおりである。

（1）審査請求書における主張

ア 本件開示請求は、当該職員の労働環境に関する相談に対する実施機関の重大な不作為に係る文書を対象とするものであり、条例第 6 条第 2 号の例外規定ウ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報）に該当するため、開示すべきである。

イ 当該職員は公務員であるため、本件開示請求に係る情報は職務遂行情

報となり、条例第 6 条第 2 号の例外規定に該当するため、開示すべきである。

ウ 本件開示請求内容における相談業務において、実施機関が職務を怠った疑いが強く、条例第 6 条第 5 号に該当しない。

エ 公文書開示請求を拒否することは、憲法で保障された知る権利を実現する条例の本旨に真っ向から反する決定であり、条例第 1 条、第 3 条及び第 7 条に則り公に資すべきである。また、実施機関が職責を果たさなかったという疑いの重大性を踏まえれば、公益上の必要性を認められる際に非開示情報を開示することができる、同条例第 9 条の適用をすべきであり、少なくとも部分開示以上が相当である。

(2) 反論書における主張

本件開示請求は、当該職員の労働環境に関する相談に対する実施機関の重大な不作為に係る文書を対象とするものであり、当該職員の待遇の是正についての情報を開示することは、公益性にかなう。

4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において述べていることは、次のとおりである。

(1) 職員の苦情相談制度について

実施機関は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下、「法」という。）第 8 条第 1 項第 11 号の規定に基づき、職員が安心して職務に専念し、公務能率の維持・向上が図られるよう、職員からの申し出を受け、勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談に応じ、その事務を処理している。

また、実施機関は、法第 8 条第 2 項第 3 号に定めのある公平委員会における苦情処理について、法第 7 条第 4 項の規定に基づき、県内の一部の市町等からその事務を委託されている。

職員が実施機関に対して苦情相談を行った場合、その処理は、実施機関が指名する職員相談員が行っており、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成している。

職員からの苦情相談は、個々の職員の勤務条件や職場の人間関係に関するもの等であり、また、相談内容には職員個人のプライバシーに関する情報が多く含まれている。

このため、職員からの苦情相談に関する規則（平成 17 年佐賀県人事委員会規則第 15 号）第 7 条において、職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員には、苦情相談を行った職員の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知り得た秘密について守秘義務が課せられている。

(2) 本件対象文書について

本件開示請求は、ごく限られた職種の職員からの苦情相談に関する一切の文書の開示を求めるものであるが、本件対象文書は、職員が苦情相談を行ったことを前提として作成されるものであることから、本件対象文書の存否を答えることは、非開示情報である職員が苦情相談を行ったか否かの事実の有無を答えるのと同じこととなる。

(3) 条例第 6 条第 2 号該当性について

一般に、苦情相談に基づく情報には、苦情相談を行った職員の氏名、所属、相談内容等があり、誰が苦情相談を行ったか否かも含めて、全体として、条例第 6 条第 2 号に規定する個人に関する情報であって、特定の職員個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものも含む。）であり、かつ、条例第 6 条第 2 号ただし書きアからオまでのいずれにも該当するものではない。なお、同号ただし書きエについては、苦情相談という私的な行為に係るものであるから、公務員の職務遂行に係る情報に当たるとは言えず、これに該当しない。

したがって、条例第 6 条第 2 号の非開示情報に該当する。

(4) 条例第 6 条第 5 号該当性について

苦情相談制度においては、職員相談員その他苦情相談に係る事務に従事する職員には、その事務処理に当たって知り得た秘密について守秘義務が課されている。

また、実施機関は、佐賀県ホームページ等において、秘密は厳守されるから安心して相談するよう周知しているところであり、苦情相談の内容だけでなく、誰が苦情相談を行ったかということも含め、開示することは、秘密の厳守を前提に成り立っている苦情相談制度に対する職員の信頼を損なうことになる。

このことは、苦情相談を行ったという事実が公に知られることをおそれた職員が相談を躊躇するなど、職員の苦情相談制度の利用を防げることに繋がるものであり、苦情相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 6 条第 5 号の非開示情報に該当する。

(5) その他の主張について

条例は、各実施機関に対し、公文書の開示を請求する権利を尊重することを求め、同時に、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないよう配慮する義務を課している。

苦情相談制度においては、職員相談員その他苦情相談に係る事務に従事する職員には、相談の内容だけでなく、苦情相談の事実の有無を含め、秘密の厳守が求められており、かかる守秘義務に照らせば、審査請求人が主張するような公益上の理由が優先するものとは認められない。

したがって、条例第 9 条の裁量的な開示は該当しない。

(6) 本件拒否決定処分の妥当性

以上のことから、本件開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで、職員が行った苦情相談事実の有無が明らかになり、条例第 6 条第 2 号及び第 5 号の非開示情報を開示することとなるから、条例第 10 条第 5 号に基づき、公文書の存否を明らかにせず、請求を拒否したものであり、本件拒否決定処分は妥当である。

5 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を踏まえて審査した結果、次のように判断する。

(1) 存否応答拒否について

条例第 10 条第 5 項では、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第 6 条各号に規定する非開示情報として保護すべき利益が害されることとなるときは、実施機関は当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる旨を規定しており、実施機関は、この規定に基づき、本件処分を行っている。

これについてみるに、苦情相談は人事管理や職場環境に関する悩みを抱えた職員が、何ら制約を受けることなく相談することができる制度であり、職員が安心して相談することができるためには、苦情の相談の内容だけでなく、誰が相談を行ったかということを含めた秘密の厳守が不可欠である。

このように、相談業務で収集する情報は、本来公開することを目的とした情報ではない。それにもかかわらず、特定個人が相談を行った事実や相談内容を明らかにするならば、相談者との信頼関係を著しく損なうことになる。その結果、今後苦情相談を利用しようとする者が、相談内容を巡って責任を追及されるなど何らかの働きかけが起こること等を懸念し、相談することを躊躇するおそれがある。そのような事態となれば、本制度の根幹を揺るがしかねないことから、今後の本制度の公平かつ円滑な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることは、条例第 6 条第 2 号及び第 5 号の非開示情報を開示することとなるため、

実施機関が公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否したことは妥当である。

(2) 公益上の理由による裁量的開示について

審査請求人は、本件開示請求内容は、条例第9条に規定する公益上の理由による裁量的開示に該当すると主張している。

条例第9条は、開示請求に係る公文書に条例第6条各号(第1号を除く。)の非開示情報の規定に該当する情報が記録されている場合でも、実施機関の公益上の理由による裁量的判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合は、当該公文書を開示することができることを定めたものである。

一方で、当該非開示情報が個人に関する情報であれば、条例第3条後段の趣旨に照らし、十分に保護されるよう最大限の配慮がなされることが必要である。

これを本件についてみると、上記(1)で判断したとおり、苦情相談業務に関する情報は当該職員の個人に関する情報であるとともに、開示すれば苦情相談の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのある情報である。

これらの情報が、特定の個人が持つ個人情報等として保護されるべき権利利益を侵害し、及び苦情相談の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じさせても公開すべき必要性があるとは認められないことから、条例第9条を根拠に実施機関において公益上の理由による裁量的開示をすることが適当と解することはできない。

(3) その他の主張について

なお、審査請求人は先に判断した主張以外にも主張をしているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成31年2月28日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理

平成 31 年 3 月 20 日 (平成 30 年度第 6 回審査会)	・ 審 議
平成 31 年 4 月 10 日	・ 答 申

(参考)

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
畑中 久彌	福岡大学法学部 教授	
古川 千津子	税理士	

(答申日現在)